

子育てボランティア養成講座を 開催します

子育てボランティアとして一緒に地域で活動しませんか？親子と触れ合いながら、地域の横のつながりを広げていきましょう。赤ちゃんの託児、子育て支援室でのお手伝いや子育てボランティアなど、さまざまなことを行っています。ボランティア経験がなくても大丈夫です。子どもに関わるボランティアにご興味のある方はぜひ、ご参加ください。

※参加したことで、ボランティアに無理に加入させられることはありません。お気軽にご参加ください。

※ボランティア活動は自分のペース、隙間時間で参加も可能です。

▶日時

第1回 令和7年1月29日(水) 午前10時～

▶講師

○ボランティア市民活動センター長
坂本清貴氏

○子育てボランティア ソレイユ代表
菩提寺宗子氏

▶場所：みらい平市民センター 4階 会議室2

※託児はありません。

▶申込方法：おやこ・まるまるサポートセンター（☎0297-44-8822）までお電話でお申し込みください。

▶申込期間：12月1日(日)～令和7年1月28日(火)

☎ おやこ・まるまるサポートセンター
☎ 0297-44-8822

社会福祉協議会ボランティア市民活動センター ☎ 0297-21-3240

リウマチに関する 医療講演会

▶日時：12月8日(日) 午後1時～（受付開始：午後0時30分）

▶場所：土浦市亀城プラザ 1階 大会議室2（土浦市中央2丁目16-4）

▶演題：自分にあう関節リウマチ治療を受けるために

▶講師：浅島弘充先生（筑波大学医学医療系膠原病リウマチアレルギー内科）

▶参加費：無料

■ Zoomでも参加できます

▶参加方法（当日正午から参加できます）

○パソコン

Zoomアプリをダウンロードし、ミーティ

ングID（839 4667 4979）とパスコード（692153）を入力してください。

○携帯電話・スマートフォン
Zoomアプリをダウンロードし、QRコードを読み込んでください。



☎ 公益社団法人 日本リウマチ友の会茨城支部 会澤 ☎ 090-4383-9238

手続き・申請

産前産後期間の国民健康保険税 と国民年金保険料について

■国民健康保険税を減額します

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援などの観点から、国民健康保険加入者が出産した際に、産前産後期間の国民健康保険税（以下「国保税」）を減額します。

▶対象：国民健康保険加入者で出産日が令和5年11月1日以降の方（令和6年1月からこの制度が始まったため）

▶減額される期間：出産予定月または出産月の前月から4カ月間の国保税が対象です。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間の国保税が対象です。

※出産とは妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産および人工妊娠中絶を含みます）。

※産前産後期間の所得割額と均等割額が年間の税額から減額されます。減額により過納付となった場合、後日還付となります。

▶受付期間：出産予定日の6カ月前から申請ができるほか、出産後も申請できます。

▶必要なもの

○産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（母子手帳交付時にお渡しします）

○マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書

○母子手帳（出産予定日が分かるもの）

▶申込方法：必要なものを伊奈庁舎国保年金課まで持参もしくは郵送してください。

☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線4404,4410）

■国民年金保険料が免除されます

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、産前産後期間の国民年金保険料（以下「保険料」）が一定期間免除されます。

▶対象：国民年金第1号被保険者で出産

日が平成31年2月1日以降の方 ※国民年金の任意加入期間は対象になりません。

▶免除される期間：出産予定月または出産月の前月から4カ月間の保険料が対象です。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間の保険料が対象です。

※出産とは妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産および人工妊娠中絶を含みます）。

▶申請するメリット：保険料が免除された期間も、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも申請できます。

▶受付期間：出産予定日の6カ月前から申請できるほか、出産後も申請できます。

▶必要なもの

○年金手帳または基礎年金番号通知書

○マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書

○母子手帳（出産予定日が分かるもの）など

※戸籍謄本などが必要となる場合があります。

※申込方法など、詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

☎ 土浦年金事務所 ☎ 029-825-1170
伊奈庁舎国保年金課（内線4402）

育休等生活資金貸付制度を ご利用ください

県では、育児休業・介護休業中の勤労者の生活の安定を図るため、休業中の生活資金を低利で融資しています。

▶対象：県内在住の勤労者で、現在の勤務先に1年以上勤務し、前年税込年収150万円以上で、下記のいずれかに当てはまる方

○育児（介護）休業を取得し、休業終了後復職することが確かな方

○子の看護休暇または介護休暇を取得する方

○育児または介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方

▶使途：期間中に必要な生活資金

▶金利：1.5%/年（別途保証料率：0.7%/年）

▶融資限度額：100万円（休業1月あたり10万円）

☎ 茨城県労働政策課 ☎ 029-301-3635 またはお近くの中央労働金庫（県内）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント